一　地域再生計画の作成主体の名称　瀬戸内市
二　地域再生計画の名称　瀬戸内の人と自然が共生するまちの第二次再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　瀬戸内市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三次市
二　地域再生計画の名称　「リバーリバイブ　みよし」三次水環境再生計画Ⅱ
三　地域再生計画の区域の範囲　三次市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県及び下関市
二　地域再生計画の名称　「しものせき」山里海を活かした交流のまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　下関市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百二十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県及び岩国市
二　地域再生計画の名称　人と海と地域の交流ひろがるみなとまち再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岩国市及び柳井市並びに山口県大島郡周防大島町の区域の一部（由宇港、柳井港、小松港、久賀港、沖浦港、安下庄港、伊保田港及び通津漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県及び柳井市
二　地域再生計画の名称　元気都市柳井農村再生プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　柳井市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百二十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県及び美馬市
二　地域再生計画の名称　四国のまほろば美馬市再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　美馬市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県及び徳島県海部郡海陽町
二　地域再生計画の名称　地域の安全・安心と山と緑を守るまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県海部郡海陽町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百三十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　嬉野市
二　地域再生計画の名称　「歓声が聞こえる」自然と共生する安全で快適なまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　嬉野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百五十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　諫早市
二　地域再生計画の名称　「自然と調和するまち・諫早」水辺再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　諫早市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）